

政令第三百五十四号

駐車場法施行令の一部を改正する政令

内閣は、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号を次のように改める。

一 道路交通法第四十四条第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる道路の部分（同条第一号に掲げる

道路の部分にあつては、交差点の側端及びトンネルに限る。）

第七条第二項に次の一号を加える。

三 幅員が六メートル未満の道路

第七条第三項中「同項第一号イ」を「同項第一号」に改め、「部分」の下に「（トンネルを除く。）又は同項第三号に掲げる道路」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。